

医療関係職種等の勲章受章に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年六月十八日

藤井基之

参議院議長 平田健二殿

医療関係職種等の勲章受章に関する質問主意書

政府は、毎年、春と秋に、各界において長年にわたる社会に対する功績のある者を称えることを目的として、勲章受章者を発表している。

勲章受章者のうち医療関係職種等について、本年春の受章状況を見ると、職種により大きなばらつきがあると思われる。そして、このような状況は長年にわたって継続していると理解している。受章者の選考に当たっては、各医療関係職種等の業務内容の変化も考慮し、選考方針を見直すことも必要であると考ええる。

例えば、医療提供施設である薬局及び医療機関の薬剤師の業務は、いわゆる医薬分業（医師は患者に処方せんを交付し、患者は薬局から調剤された薬剤を受け取るという制度）の急速な進展により、近年大きく変化しており、薬局における業務の中心が、一般用医薬品の販売業務から患者への服薬指導を伴う調剤業務に移り、病院においては、外来患者への調剤業務から入院患者を対象とする病棟業務に移行するなど、患者と直接接する業務が中心となっており、これに伴い薬学教育の修業年限も延長されている。

そこで、医療関係職種等の勲章受章に関して、以下質問する。

一 勲章受章者はどのように決定されるのか。各界あるいは職種別に上限数が設定されているのか。また、

受章候補者は特定の団体等を経由して推薦されると聞いているが、推薦団体等はどうに決められているのか示されたい。

二 医療関係職種等の受章者数にばらつきがあると思われるが、ばらつきの是正について、政府はどのように考えているのか示されたい。

右質問する。